

障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和2年度上半期  
(令和2年4月～令和2年9月末受付分)の相談件数等について

● 県内における差別に関する相談の受付状況

1 県対応事案と市町村対応事案

県対応事案	市町村対応事案	合同対応事案	合計（県全体）
36	15	3	54

※どの主体が主に対応したかで計上。

合同事案とは、事案をとおして以下のものを県と市町村で1回でも共同で行っている場合のもの。

- ①差別をしたとされる相手方に対し何らかの働きかけ、もしくは周知・啓発活動を共同して行った。
- ②共同で相談者から話を伺った。
- ③共同で第三者から話を伺った。

2 相談分野別件数

福祉サービス	10	不動産の取引	4
医療	7	情報の提供等	3
商品・サービス	10	その他	5
労働者の雇用	7	不明	0
教育	1	総合計	54
建物・交通機関	7		

(注1) 複数の分野にまたがる相談については、主訴となる相談分野でカウント。

(注2) 行政機関からの差別事案については、相談内容により「商品・サービス」もしくは「情報の提供等」分野で計上した。

3 障害種別ごとの取扱件数

視覚障害	8	知的障害	3
聴覚障害	4	精神障害	18
言語等障害	0	発達障害	1
肢体不自由	12	高次脳機能障害	0
内部障害	1	その他	7
(身体障害合計)	(25)	不明	0
		総合計	54

(注) 重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	7	松戸	5	香取	0	夷隅	1	
船橋	3	柏	1	海匝	0	安房	4	
習志野	8	野田	3	山武	2	君津	5	
市川	10	印旛	4	長生	0	市原	1	
(注) 事案を対応する圏域でカウントした。							総合計	54

5 差別をしたとされる相手側の詳細

行政機関			事業者	その他	不明	総合計
国	市町村	都道府県				
0	11	2	37	4	0	54

6 相談態様別活動状況 (9月末現在)

地域活動中		14 (25.9%)
終 結	(1) 相手方への調整 双方の事情を確認し、対応方針を検討しながら、相手方に対して何らかの助言や調整を行ったもの (周知・啓発を含む)	27 (50.0%)
	(2) 関係機関へ引継 相談者からの事情を聴取した上で、関係機関に以後の相談活動を引き継いだものや、相談者に適切な関係機関を紹介したもの (虐待疑いにより、県権利擁護センター又は市町村虐待防止センターへ引き継いだもの含む)	4 (7.4%)
	(3) 情報提供・助言 相談者に対して、情報提供や助言を行ったもの	4 (7.4%)
	(4) 状況聴取 相談者や関係機関等から状況の聴取を行ったが、相談者の意向やケースの性格上、状況聴取にとどめたもの	3 (5.6%)
	(5) その他 相談対応としては終了したものの、差別をした側において今後、研修を予定している場合	2 (3.7%)
	(6) 不明	0 (0.0%)
総合計		54 (100%)

## 7 県障害者条例による周知活動状況

### (1) 障害保健福祉圏域別

千 葉	1 3	松 戸	1 7	香 取	4	夷 隅	1	
船 橋	3 4	柏	4 3	海 匝	9	安 房	1 6	
習志野	7 7	野 田	4 7	山 武	9 5	君 津	5	
市 川	4	印 旛	7 5	長 生	1 2	市 原	4	
							総合計	4 5 6

### (2) 周知先分野別

当事者・家族	1 0	交通機関	1 3	医 療	1 3 5
県・市町村民	2 8	教 育	4 4	福祉サービス	9 6
行 政	8 5	労働相談・支援	2	その他	1 3
司 法	2	商品・サービス	2 8	総合計	4 5 6